

年金受給資格期間短縮に伴う 被扶養者の認定について

平成29年8月1日から、年金の受給に必要となる保険料納付済等期間が25年から10年に短縮されました。

当組合における60歳以上の方の被扶養者の認定基準額は、公的年金の受給権を有しない場合は収入年額130万円未満となり、公的年金の受給権を有する場合は収入年額180万円未満となっています。

このことから、これまで被扶養者として認定できなかった方でも、平成29年8月1日以後に支給される年金と年金以外の収入をあわせて、年額180万円未満の収入となる場合は、当組合の認定基準に基づき被扶養者として認定できる可能性がありますのでお知らせします(下記「イメージ図」参照)。

また、被扶養者として認定中の方については、新たに年金収入が発生する場合が見込まれますので、収入年額の確認をお願いします。



イメージ図

